令和７年度
センター業務概要



堺市動物指導センター

沿　　革

昭和 25 年 8 月　「狂犬病予防法」が施行される。

昭和 26 年 1 月　堺市独自で狂犬病予防業務を開始する。

昭和 26 年 8 月　保健衛生行政の一元化により、衛生係に所属。市の抑留所が無く、府立大学の家畜病院犬舎を借用する。

昭和 29 年 4 月　堺市犬抑留所が建設される。敷地 126.9 ㎡(犬舎 6 室 44.37 ㎡、処分室控室 20 ㎡)

昭和 35 年 12 月　保健衛生部が新設され、食品衛生係の所属となる。

昭和 46 年 4 月　「大阪府飼い犬の管理に関する条例」が施行される。

昭和 46 年 10 月　機構改革で衛生課の畜犬指導係として業務全般を実施する。

昭和 48 年 4 月　機構改革で環境衛生課の畜犬指導係となる。

昭和 49 年 4 月　「動物の保護及び管理に関する法律」が施行される。

昭和 49 年 8 月　「堺市犬管理センター」が新設される。

昭和 54 年 5 月　動物慰霊碑が建立される。

昭和 55 年 6 月　「堺市動物指導センター」と改称する。

昭和 55 年 10 月　会議室・工作室棟を増築完成する。

平成 8 年 3 月　焼却炉改修・投入用リフト設置工事を行う。

平成 8 年 4 月　中核市に移行する。

平成 9 年 4 月　機構改革により生活衛生課の所属となる。

平成 12 年 4 月　機構改革により保健所の所属となる。
飼い猫の引取り業務・負傷猫の保護収容業務をはじめる。

平成 12 年 12 月　「動物の保護及び管理に関する法律」が改正され、「動物の愛護及び管理に関する法律」として施行される。

平成 13 年 7 月　「大阪府飼い犬の管理に関する条例」が廃止され、「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」が新たに施行される。

平成 14 年 4 月　大阪府から動物取扱業の届出、監視指導業務及び危険動物飼養許可、届出監視指導業務等の権限委譲を受ける。

平成 16 年 3 月　　動物指導センターの焼却炉を廃止する。

平成 17 年 2 月　　堺市と南河内郡美原町とが合併する。

平成 18 年 4 月　　政令指定都市に移行する。

平成 18 年 4 月　　「堺市動物の愛護及び管理に関する条例」が施行される。

平成 18 年 6 月　　「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正法が、施行される。

平成 19 年 3 月　　狂犬病予防法施行規則が改正・施行される。

平成 20 年 7 月　　女性用更衣室・トイレを新設する。

平成 22 年 12 月　　犬舎を改修し、犬房を増設する。

平成 23 年 3 月　　収容動物一時保管施設を増設する。

平成 25 年 9 月　　「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正法が、施行される。

平成 26 年 4 月　　炭酸ガス処分機の使用を中止する。

平成 27 年 8 月　　工作室の一部を動物飼育室に改修する。

平成 27 年 11 月　　処分室の炭酸ガス処分機を撤去し、犬舎前室に改修する。

平成 30 年 6 月　　事務室棟診療室を改修する。

令和 2 年 6 月　　「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正法が、施行される。

令和 3 年 11 月　　廃止焼却炉を撤去する。

令和 4 年 6 月　　「動物の保護及び管理に関する法律」の一部改正法が、施行され、「マイクロチップ特例制度」に参加する。

令和 5 年 10 月　　猫譲渡推進施設を設置する。

施　　設

１．所在地

大阪府堺市堺区東雲西町１丁８番 17 号

２．施設と建物



当センターは、昭和 49 年８月「堺市犬管理センター」として開所し、昭和 55 年６月「堺市動物指導センター」と改称しました。現在の建物は、事務所棟、控室棟、会議室・工作室棟、犬舎、ガレージ、猫舎、収容動物一時保管施設があります。また慰霊碑が正門東側にあります。

事務所棟は、ブロック造り平屋建てで、事務所の横に処置室があります。犬舎及び猫舎には空調設備と給水設備があります。また、センター周囲は駐車場、公園に囲まれ、鳴き声や臭気で付近住民に迷惑をかけないよう配慮されています。

敷地面積		1951.86 ㎡	591.5 坪
建築面積	事務所棟	107.20 ㎡	32.5 坪
	控室棟	49.50 ㎡	15.0 坪
	会議室・工作室棟	85.35 ㎡	25.9 坪
	犬舎	114.36 ㎡	34.7 坪
	車庫	49.50 ㎡	15.0 坪
	LPG ボンベ庫上屋	10.35 ㎡	3.1 坪
	倉庫（焼却炉跡）	80.00 ㎡	24.2 坪
	猫舎	9.49 ㎡	2.9 坪
	収容動物一時保管施設	4.64 ㎡	1.4 坪
総建築面積		510.39 ㎡	154.7 坪

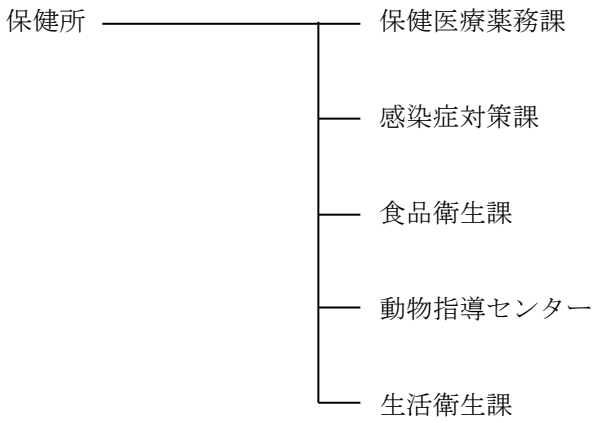
３．設　備

車　両

動物収容車　軽四輪貨物（特別仕様 H26 年式）		1 台
軽四輪貨物自動車　トラック（H14 年式）		1 台
キャブバン（H19 年式）		1 台
搬送用収容檻		26 台
保護用檻		29 台
保定檻(狂犬病予防集合注射会場用)		2 台
業務用冷凍庫		2 台
その他（検査機器）		
双眼顕微鏡		1 台
血液生化学分析装置		1 台
多項目自動血球計数装置		1 台
高圧蒸気滅菌器		1 台
小動物用吸入麻酔装置一式		1 台
マイクロチップリーダー	据置型	1 台
	ハンディ型	4 台
	スティック型	1 台

組 織 及 び 機 構

1．組織



2．職員構成

（令和８年３月 31 日現在）

職　　種	人　数	役　　職					
		課長級	課　長 補佐級	係長級	一　般 職　員	再任用 職　員	会計年 度任用 職　員
獣　　医　　師	８名	1	2	2	3	0	0
事　務　職　員	３名	－	1	－	－	－	2
合　　計	11 名	1	3	2	3	0	2

業　務　概　要

【　業務の目的　】

当センターでは、「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」及び「堺市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき狂犬病予防業務、動物の愛護及び管理業務を行ない、犬猫等の愛護動物による市民の生命、身体、財産への侵害を防止するとともに動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を図り、人と動物が共生できる社会の実現を目指しています。

【　主な業務内容　】

Ⅰ　狂犬病予防業務

1　飼い犬の登録と狂犬病予防注射

(1)飼い犬の登録及び犬鑑札・予防注射済票の交付

(2)飼い犬の死亡・登録事項変更届出

(3)飼い犬登録台帳の管理

(4)狂犬病予防注射実施の啓発と集合注射の企画・実施

2　犬の捕獲・抑留

(1)犬の捕獲抑留及び公告返還業務

(2)咬傷犬鑑定

Ⅱ　動物の愛護及び管理業務

1　犬猫等の引取り収容業務

(1)飼い犬・飼い猫の引取り

(2)所有者不明の犬・猫の引取り

(3)傷病動物（犬・猫等）の収容

(4)失踪犬・猫の問い合わせ

2　飼い犬の管理に関する業務

(1)飼い犬の適正飼育の啓発と放浪犬の捕獲

(2)飼い犬の咬傷届の受理

3　収容動物の公告と返還・譲渡・処分

(1)収容犬・猫の公告と保管

(2)収容犬・猫の返還

(3)犬・猫の譲渡

(4)子猫ミルクボランティア制度、犬の馴化訓練ボランティア制度

(5)犬・猫の殺処分

4　動物の適正な飼育管理の普及・啓発業務

(1)飼育動物に関する苦情相談

(2)動物愛護フェアの実施

(3)動物愛護教室

(4)地域猫活動支援事業

(5)さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付事業

(6)保護檻の貸し出し

5　動物取扱業の適正な実施に関する業務

(1)第一種動物取扱業の登録と監視指導業務

(2)動物取扱責任者研修の実施

(3)第二種動物取扱業の届出と監視指導業務

6　特定動物の飼養又は保管に関する業務

(1)特定動物の飼養又は保管の許可と監視指導

令和７年度業務実績

Ⅰ　狂犬病予防業務

１　飼い犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病の発生及びまん延防止のため、生後 91 日以上のすべての飼い犬には、市町村への登録と毎年１回、狂犬病予防注射を実施し、犬鑑札と注射済票を犬の首輪等に装着する義務があります。

令和２年に一部改正された動物の愛護及び管理に関する法律により、マイクロチップの装着と登録の義務化が令和４年６月１日から施行されました。同時に狂犬病予防法の特例制度に参加したことで、マイクロチップの登録を行った場合、マイクロチップが鑑札とみなされ、狂犬病予防法上の登録等の手続が不要となりました。

(1) 飼い犬の登録及び犬鑑札・予防注射済票の交付

飼い犬の登録（犬鑑札の交付）及び予防注射済票の交付は、動物指導センター、各保健センター、集合注射会場（屋外会場及び屋内動物病院会場）及び堺市事務委託動物病院で行っています。

また、鑑札・済票を破損し、又は紛失した場合の再交付は、動物指導センターと保健センターで行っています。

令和７年度に新しく登録した飼い犬は 6,888 頭で、令和７年度末の飼い犬登録数は 51,590 頭でした。また、注射済票の交付数は 28,471 件でした。予防注射については衛生上や安全面の観点から、動物病院での注射実施を推進してきました。令和５年度から集合注射会場を動物病院（屋内会場）のみとし、堺市内ではすべての犬について動物病院で予防注射されています。

(2) 飼い犬の死亡・登録事項変更届出

飼い犬が死亡したときや、犬の所在地や所有者など登録事項に変更があったときは、市への届出が必要です。なお、市外から転入した際には、転出元で交付された犬鑑札を市の犬鑑札との交換を行います。

(3) 飼い犬登録台帳の管理

飼い犬登録台帳など飼い犬の登録情報の管理は、飼い犬登録管理システムを運用し、動物指導センターで管理しています。また、転出先の市町村から狂犬病予防法の規定による原簿送付依頼を受けたときは同法に基づき原簿送付を行います。

(4) 狂犬病予防注射実施の啓発と集合注射の企画・実施

毎年４月から６月は、狂犬病予防注射実施期間です。市に登録されている犬の飼い主には毎年３月下旬に狂犬病予防注射のお知らせを送付し、実施期間内に予防注射を実施するよう飼い主への啓発を行っています。市内での狂犬病予防注射の実施方法は次表のとおりです。なお、市では、毎年４月に堺市獣医師会協力のもと、集合注射を実施しています。

【狂犬病予防注射の実施方法】

方法	実施場所		実施内容
集合注射	屋内会場	協力動物病院（45病院）	集合注射
個別注射 注1	堺市事務委託動物病院（73病院）		登録・鑑札の交付、予防注射・予防注射済票の交付
	その他の動物病院等		予防注射（登録・注射済票交付等は動物指導センター又は保健センターで実施）
センター注射 注2	動物指導センター		登録・鑑札の交付、予防注射・予防注射済票の交付

注１　獣医師が個々に行う予防注射

注２　収容・抑留犬の返還、譲渡時に犬が未注射で注射可能な場合に行う予防注射（一般の飼い犬への個別注射は行っていません）

※参考　＜集合注射の手数料・費用（令和７年度）＞

登録手数料　3,000円　注射済票交付手数料　550円

狂犬病予防注射費用（堺市獣医師会が受領）　2,750円

２　犬の捕獲・抑留業務

(1)　犬の捕獲・抑留及び公告返還

狂犬病予防法の規定により、鑑札を装着せず徘徊、放浪する犬の通報があった場合には、その場所を巡回し、捕獲・抑留をします。

抑留した翌日から２日間（土日祝日を除く）センターの掲示板に公告を行い、飼い主が現れたときは返還を行っています。公告満了日の翌日を過ぎても飼い主が現れないときは、３人以上の評価人により評価した後、処分します。

(2)咬傷犬鑑定

人を咬んだ放浪犬を抑留し、飼い主が不明の場合は動物指導センターにおいて鑑定を行います。

Ⅱ　動物の愛護及び管理に関する業務

１　犬猫等の引取り業務

(1) 飼い犬・飼い猫の引取り

所有者から飼育している犬・猫が適正に飼い続けることができなくなり、引き取りを求められた場合には､動物の愛護及び管理に関する法律第35条第１項本文の規定により引取りを実施しています。ただし、引取りにあたっては、事前にその理由を聞き取り、同法第35条第１項ただし書きの規定による引取りを求める相当な事由があると認められる場合にのみ、予め引取りの日時・場所を指定し、引き取りをしています。

引取りを求める相当の事由がないと認められる場合は次のとおりです（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第21条の２より抜粋)。

①犬猫等販売業者から引取りを求められた場合

②引取りを繰り返し求められた場合

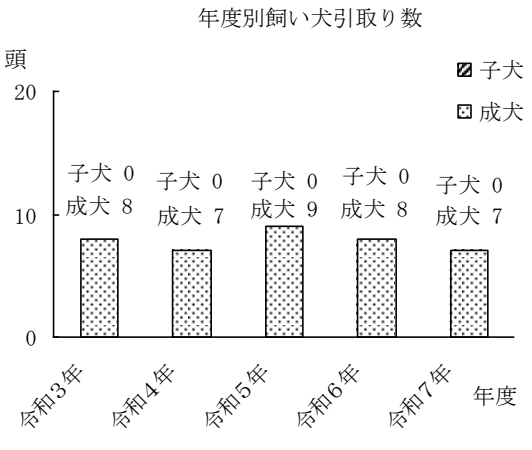
③子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合

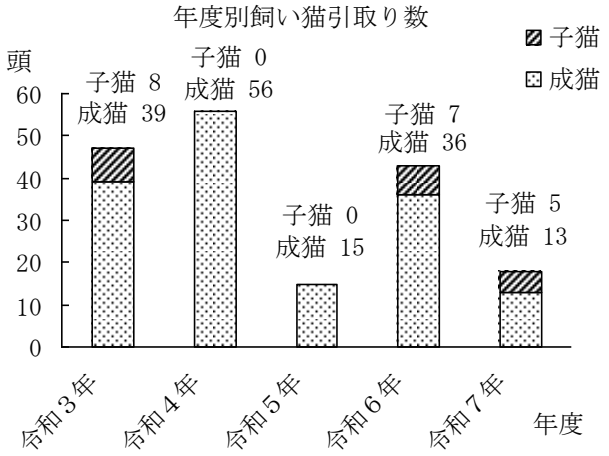
④犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合

⑤引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合

⑥あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合

なお、これらのいずれかに該当する場合であっても、周辺の生活環境が損なわれる事態が生じているために必要と認められる場合については、この限りではありません。





【令和７年度における飼い犬・飼い猫の引取り理由】

飼い犬の主な引取り理由	件数
飼い主の高齢又は病気	1
飼い主が死亡	1
飼育費用の負担が困難	1
その他	4

飼い猫の主な引取り理由	件数
飼い主が死亡	2
転居	3
飼い主の高齢又は病気	2
計画外の繁殖	3

※引取り理由は、複数で重複する場合があります。

(2) 所有者不明の犬・猫の引取り

母猫から放棄された自立していない子猫や、警察署において遺失物法第 10 条の規定による処分決定された所有者の判明しない犬・猫及び遺棄された犬猫については、動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 3 項の規定により引取りを実施しています。

(3) 傷病動物（犬・猫等）の収容

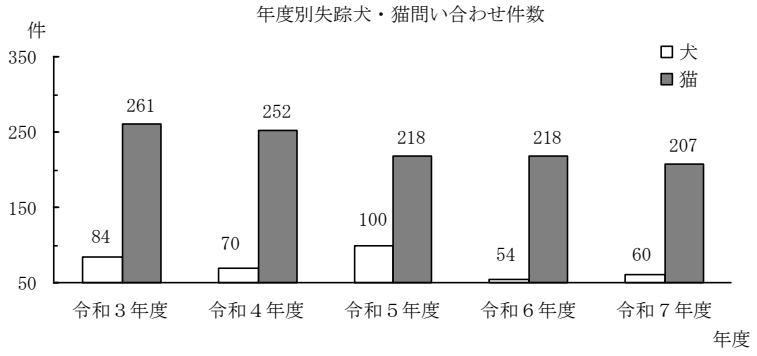
市内の公共の場所等において負傷し若しくは、疾病に罹った所有者不明の犬猫等について、市民等から通報があれば、動物の愛護及び管理に関する法律第 36 条第 2 項に基づき、保護収容を実施しています。保護収容した傷病動物のうち治療が必要なものはセンターで応急処置を行います。令和 7 年度の収容頭数は次の通りです。

傷病動物の収容数

犬	0 頭
猫	12 頭

(4) 失踪犬・猫の問い合わせ

令和 6 年度、失踪犬の問い合わせ件数は 60 件、失踪猫の問い合わせ件数は 207 件でした。また警察や市民からの保護犬情報は 50 件、保護猫情報は 42 件ありました。



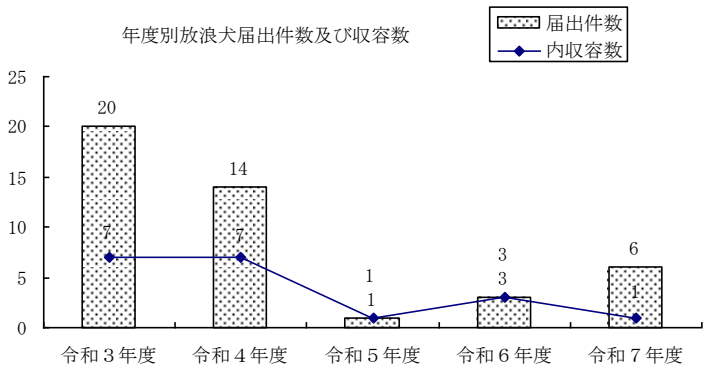
2　飼い犬の管理に関する業務

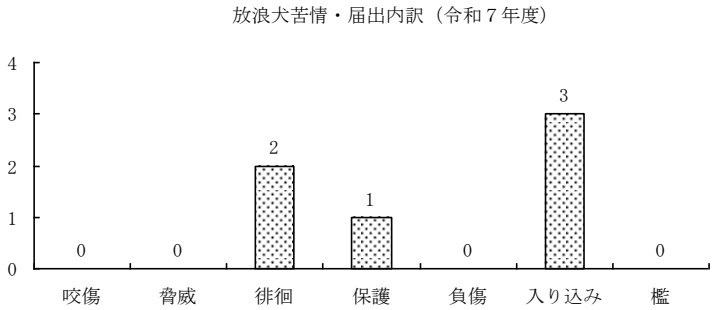
(1) 飼い犬の適正飼育の啓発と放浪犬の捕獲業務

大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第 4 条の規定により、犬の飼養者は、飼い犬を係留しておく義務があります。

市内で放浪している犬の多くは、逸走した犬（迷い犬）、適切に係留されていない犬又は所有者がいない犬です。市民の生命又は財産を守るため、放浪犬の徘徊等苦情や届出があれば、随時その場所を巡回し、収容に努めています。また、飼い犬の係留義務や適正飼育の啓発等も行い、犬による被害防止に努めています。

令和 7 年度の放浪犬届出件数は 6 件で、捕獲抑留した放浪犬は 1 頭でした。



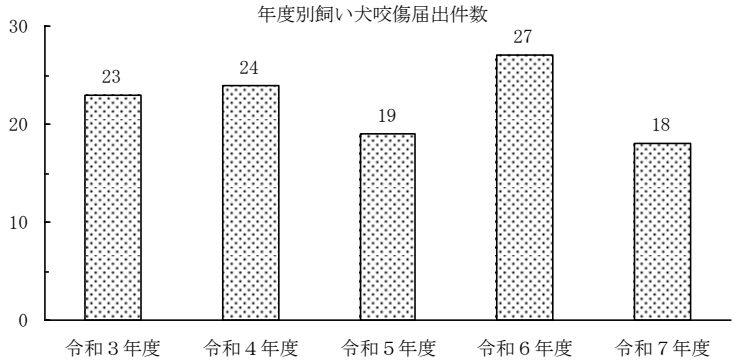


	咬傷	脅威	徘徊	保護	負傷	入り込み	檻
件数	0	0	2	1	0	3	0

(2) 飼い犬の咬傷届の受理

飼い犬が咬傷事故を起こした場合、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第 4 条第 3 項の規定により、飼い主はその旨を市長に届け出なければなりません。当センターでは、届出を受理し、事故の原因を飼い主と共に考え、再発防止に努めています。また動物病院等で獣医師による咬傷犬の狂犬病鑑定を受けるよう指導しています。

令和 7 年度に取り扱った飼い犬による人への咬傷届出数は 18 件でした。



	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
咬傷件数	23	24	19	27	18

3　収容動物の公告と返還・処分

(1) 収容犬・猫の公告と保管

動物の愛護及び管理に関する法律又は大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づき引き取り若しくは収容した所有者不明の犬猫や傷病犬猫等を保管しています。これらの犬・猫（以下『収容犬・猫』）は、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例又は堺市動物の愛護及び管理に関する条例の規定により、収容した翌日から２日間（土日祝日を除く）センターの掲示板で公告しています。収容中、飼い主が現れたときは返還を行っています。公告満了日の翌日を過ぎても飼い主が現れないときは、3 人以上の評価人による評価後、譲渡に適するかどうかを判断します。高齢や病気､性格が凶暴であるなどの理由で譲渡に適さない犬･猫については安楽死処分としています。

収容した犬・猫は、犬舎・猫舎で保管しています。犬舎・猫舎内には空調により適切な温度で管理され、動物指導センター獣医師職員により、適切な健康管理を行うよう努めています。

(2) 収容犬・猫の返還

飼い主が判明し、返還の請求があった収容犬・猫は、返還します。返還時には、市条例の規定により、返還に要する費用（返還費：3,900 円、飼育管理費：１日につき 250 円）を飼い主から徴収します。犬の返還に際して未登録や狂犬病予防注射未実施の場合には、登録手続きと狂犬病予防注射及び注射済票の交付を行い、手数料等を徴収するとともに、飼い主に法令遵守や所有者明示の啓発をしています。令和７年度は犬１頭、猫１頭を返還しました。

(3) 犬・猫の譲渡

堺市動物の愛護及び管理に関する条例の規定により、センターに収容され、処分できることとなった犬猫のうち、新たな飼い主への譲渡が可能な犬猫の譲渡を行っています。なお、譲渡する犬猫には､所有者明示を推進するため､マイクロチップを挿入しています｡(費用 3,000 円を徴収)

センターでは、動物愛護の普及啓発の一環として、平成２年から年数回、子犬の譲渡会を実施していましたが、平成 13 年 5 月 1 日（平成 30 年 5 月一部改正）から、常時譲渡できるように、「堺市犬猫譲渡登録制度」を制定し、譲渡事業を行っています。これは飼育している犬や猫を譲りたい人の情報と、新しく犬や猫を飼いたい人の情報を事前に登録し、その情報を相互に交換することで新しい飼い主をさがすという制度です。センターに収容された譲渡可能な犬猫についても、この制度により事前登録された飼育希望者に紹介し、譲渡を行なっています。

【堺市犬猫譲渡登録制度の概要】

（令和7年4月1日現在）

対　　象	申込方法
①　譲りたい犬猫 堺市民が飼育していて、やむを得ない理由で飼育できなくなった犬猫で、譲渡に適していると認められるもの。 ②　飼育したい人 犬猫の飼育が制限されていない住宅に住み、営利や他人への譲渡を目的とせず、適正に飼育できる人 （原則18歳以上、単身若しくは65歳以上の方は条件あり）	動物指導センターの窓口で、申込み

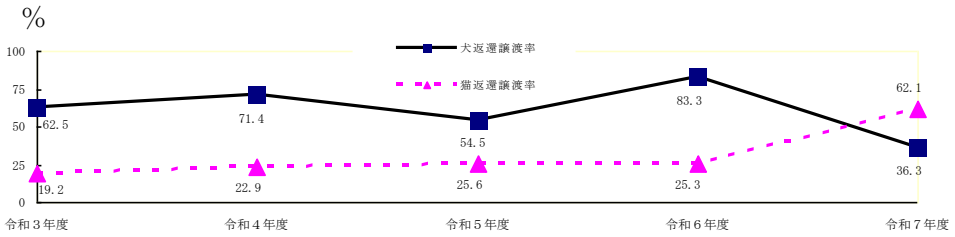
【犬猫譲渡登録状況】

単位：頭

年　度	犬				猫			
	譲渡希望		飼育希望		譲渡希望		飼育希望	
	登録数	成立数	登録者数(人)	成立数(譲渡数)	登録数	成立数	登録者数(人)	成立数(譲渡数)
令和３年度	0	0	29	4	0	0	41	24
令和４年度	0	0	40	6	0	0	37	24
令和５年度	0	0	41	5	0	0	28	10
令和６年度	0	0	48	8	0	0	33	22
令和７年度	0	0	16	3	2	0	42	35

【返還譲渡率】

返還譲渡率（％）＝（収容犬(猫)返還頭数＋収容犬(猫)譲渡頭数）／収容犬(猫)頭数　×100



(4) 子猫ミルクボランティア制度、犬の馴化訓練ボランティア制度

令和７年度、子猫のミルクボランティア制度の見直しにより、登録要件を一時飼養経験者以外に養成講習会受講者を追加し、講習会を実施した結果、新たに 13 名が登録となり、全部で 18 名のボランティアが活動可能となりました。また、犬の馴化訓練ボランティア制度に新たに１団体の登録がありました。

(5) 犬・猫の殺処分

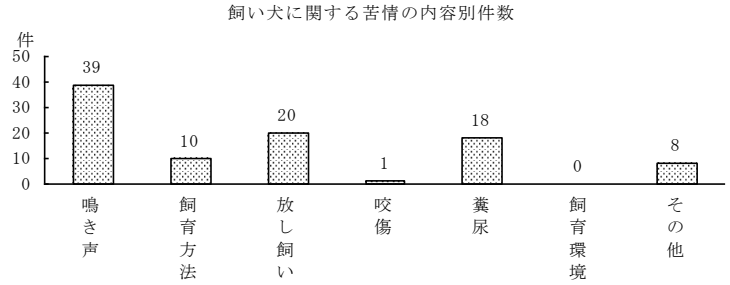
令和７年度の処分頭数は犬６頭（抑留犬０頭、引取犬６頭）、猫 11 頭（負傷猫２頭、引取猫９頭）でした。

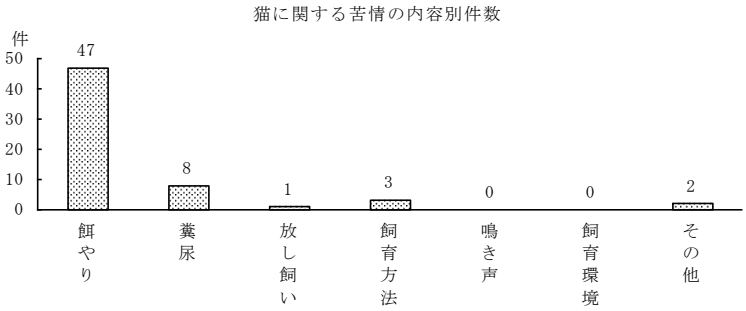
4　動物の適正な飼育管理の普及・啓発業務

(1) 飼育動物に関する苦情相談

市民からの飼育動物（飼い犬、飼い猫等）に関する苦情相談について応対しています。

令和７年度の飼育動物苦情処理件数は、犬に関するもの 96 件、猫に関するもの 61 件、その他の飼養動物に関するものは５件でした。





(2)動物愛護フェアの実施

動物愛護啓発事業として、11 月 16 日（日）に「動物愛護フェア」を開催しました。

【内容】

・さかい動物愛護写真展
・譲渡猫とのふれあい体験
・ふるさと納税型クラウドファンディング寄附ブース
・堺市獣医師会主催の獣医さんに質問コーナー
・堺市獣医師会主催の獣医さん・動物看護師さんおしごと体験
・堺市獣医師会主催の缶バッジ作成コーナー
・公益社団法人日本動物福祉協会南大阪支部によるパネル展示、おりがみ、ぬりえコーナー
・株式会社 waji による猫グッズ販売

その他

(3) 動物愛護教室

令和 7 年 8 月 7 日(木)に小学生向け動物愛護教室を実施しました。参加者はのべ 23 人でした。

(4) 地域猫活動支援事業

平成 25 年度から所有者のいない猫（いわゆる野良猫）対策としています。環境省の示す地域猫活動に準じた「地域猫活動ガイドブック」を作成し、活動の啓発をしています。また、活動を実施する団体（グループ)に対して、野良猫の不妊去勢手術費用の一部助成を開始しました（1 団体あたり 30 頭まで、1 頭あたり 8,000 円上限)。令和 7 年度は 13 団体から申請があり、総数 97 頭分の助成を実施しました。

(5) さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付事業

市内における飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と生活環境の保全等を図るため、活動団体に対し公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」の行政枠チケットを交付しています。令和 7 年度は 13 団体から申請があり、総数 1582 頭分のチケットを交付したところ、1018 頭分のチケット利用がありました。

(6) 保護檻の貸し出し

小動物を安全に保護可能な檻の貸し出しを、動物愛護目的に限り行っています。

5　動物取扱業の適正な実施に関する業務

(1) 第一種動物取扱業の登録と監視指導業務

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第一種動物取扱業を行おうとする者は、事業所と業種ごとに登録が必要です。登録業者について施設の確認を行い、遵守事項について指導しています。

【第一種動物取扱業登録件数】　令和 8 年 3 月 31 日現在

	事業所数	登録業種						
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養
取扱業者	371	166	236	14	38	25	0	1

(2) 動物取扱責任者研修の実施

第一種動物取扱業者は事業所ごとに動物取扱責任者を設置する必要があります。また、第一種動物取扱業者は、動物取扱責任者を行政が開催する研修へ参加させる義務があります。

令和 7 年度は開催しませんでした。

(3) 第二種動物取扱業の届出と監視指導業務

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第二種動物取扱業を行おうとする者は、飼養施設と業種ごとに届出が必要です。届出業者について適宜施設の確認を行い、遵守事項について指導しています。

【第二種動物取扱業届出件数】　令和 8 年 3 月 31 日現在

	事業所数	届出種別				
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示
取扱業者	13	10	0	1	0	3

6　特定動物飼養又は保管の許可に関する業務

(1) 特定動物飼養又は保管の許可と監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律の規定により、特定動物の飼養または保管を行おうとする者は、特定動物の種類ごとに、許可が必要です。

【特定動物許可件数】　令和 8 年 3 月 31 日現在

	種類	許可件数
鳥類	コンドル	1
は虫類	アミメニシキヘビ	1
	アメジストニシキヘビ	1
	アメリカドクトカゲ	1
	インドコブラ	1
	インドニシキヘビ	1
	オオアナコンダとキイロアナコンダの交雑種	1
	カパーヘッド	1
	ガボンアダー	1
	キングコブラ	1
	サハラツノクサリヘビ	1
	シロクチアオハブ	1
	シンリンコブラ	1
	トゲブッシュバイパー	1
	ニシダイヤガラガラヘビ	1
	ニホンマムシ	1
	パフアダー	1
	ヒガシダイヤガラガラヘビ	1
	ボア・コンストリクター	1
	ヤマカガシ	1
	ヨウスコウワニ	1
	ヨロイハブ	1
	ライノセラスアダー	1
	ワニガメ	5
ほ乳類	サーバルキャット	3
	ニホンザル	1
	ブラッザグエノン	1

狂犬病予防業務の年度比較（令和３年度～令和７年度）

年度	新規登録数												鑑札再交付数	年度末登録数
	集合注射	マイクロチップ	センター	堺	中	東	西	南	北	美原	委託動物病院	合　計		
R3	271	－	192	119	103	68	155	179	90	76	2,064	3,317	130	40,496
R4	242	5,150	158	39	33	32	98	66	35	59	1,330	7,242	141	44,539
R5	48	6,217	47	6	18	9	30	10	7	15	449	6,856	121	47,039
R6	38	6,581	54	19	6	7	8	7	9	5	236	6,970	147	49,725
R7	45	6,576	42	9	6	1	14	10	5	5	175	6,888	101	51,590

年度	注射済票交付数											済票再交付数
	集合注射	センター	堺	中	東	西	南	北	美原	委託動物病院	合　計	
R3	5,790	584	257	203	111	498	338	173	327	18,814	27,095	16
R4	6,077	864	244	170	157	521	284	284	466	18,361	27,428	19
R5	5,434	929	229	188	145	492	351	300	514	19,192	27,774	9
R6	5,743	1,261	224	141	116	398	300	251	474	19,314	28,222	4
R7	9,934	1,314	154	112	115	380	281	278	508	15,395	28,471	8

※令和７年度のセンター交付数には電子申請による交付を含みます

犬猫の保護収容・引取収容業務の年度比較（令和３年度～令和７年度）

年度	センターによる鑑定犬数	放浪犬収容数			犬 引取り数							犬 処分数			
		成犬	子犬	合計	飼い犬引取数			警察等からの引取数			合計	返還頭数	譲渡頭数	致死数	死亡数
					成犬	子犬	合計	成犬	子犬	合計					
R3	0	7	0	7	8	0	8	1	0	1	9	6	4	4	1
R4	0	7	0	7	7	0	7	0	0	0	7	4	6	8	1
R5	0	1	0	1	9	0	9	1	0	1	10	1	5	5	1
R6	0	3	0	3	8	0	8	1	0	1	9	2	8	2	0
R7	0	1	0	1	7	0	7	3	0	3	10	1	3	6	0

年度	猫引取り数							負傷猫収容数	猫 処分数				苦情等件数			
	飼い猫			所有者不明猫 *1			合計		返還頭数	譲渡頭数	致死数	死亡数	放浪犬	飼育動物		
	成猫	子猫	計	成猫	子猫	計								犬	猫	その他
R3	39	8	47	6	55	61	108	22	1	24	97	17	20	86	86	3
R4	56	0	56	2	24	26	82	23	0	24	86	12	25	86	68	3
R5	15	0	15	3	16	19	34	9	1	10	30	6	1	84	60	3
R6	36	7	43	8	25	33	76	11	0	22	44	16	3	87	83	2
R7	13	5	18	4	24	28	46	12	1	35	11	13	6	96	61	5

*1 警察からの引取りを含む

引取り・収容した犬猫は、年度を越えて飼養されるため、処分数と整合しないことがあります。



＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

＝　　動　物　指　導　セ　ン　タ　ー　　業　務　概　要　　＝

＝　　令和７年度版　　＝

＝　　発行：令和８年１０月　　＝

＝　　編集：堺市保健所　動物指導センター　　＝

＝　　〒590-0013　堺市堺区東雲西町１丁８番１７号　＝

＝　　電　話　０７２－２２８－０１６８　　＝

＝　　ＦＡＸ　０７２－２２８－８１５６　　＝

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝